

# 権利擁護支援ネットワーク

## ニュースレター

<http://kitamishakyo.jp/>

2022年(令和4年)

3月29日

No.11

### 1. 北見地域における中核機関設置に向けた取り組み②

北見市では、令和4年4月1日に成年後見制度に関する中核機関を設置することとし、定住自立圏形成協定を締結している1市4町のうち、まずは北見市、訓子府町、置戸町により広域連携を進めることで準備を進めてきました。また、これまでの協議では、中核機関に求められている基本的な役割に加えて、北見地域における成年後見制度利用促進に向けて備えることが必要と考えられる機能等について、家庭裁判所や専門職団体を交え検討を行い、方向性や新たな機能等について各専門職団体内でも検討をいただきました。

さらに、広域連携を予定している訓子府町、置戸町とは、今後の連携を想定した事務のあり方等について検討するとともに共通認識を持つ機会を設けました。令和4年度からは置戸町、訓子府町に成年後見制度に関する窓口が設置され、中核機関と連携を図りながら地域における権利擁護支援を推進していきます。

#### ▶ 掲載内容

- 1 北見市における中核機関設置に向けた取り組み②
- 2 権利擁護支援ネットワーク懇話会の開催
- 3 「医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」集約結果
- 4 第6期 北見市市民後見人養成研修終了

北見市成年後見支援センターは令和4年4月1日より「北見地域成年後見中核センター」として訓子府町、置戸町と一緒に北見地域における権利擁護の推進に尽力してまいります

#### ～令和3年度協議経過～

時期	概要	時期	概要
R3. 8. 25	1市2町による打ち合わせ	R3. 11. 19	家庭裁判所・北見市・センターによる打ち合わせ
R3. 9. 7	1市2町担当者打ち合わせ	R3. 12. 10	北見市・センターによる打ち合わせ
R3. 9. 29	北見市・センターによる打ち合わせ	R3. 12. 20	中核機関設置に向けた職能団体への説明会
R3. 10. 8	家庭裁判所・北見市・センターによる打ち合わせ	R4. 2. 4	1市2町担当者打ち合わせ兼機関担当者学習会
R3. 11. 15	北見市・センターによる打ち合わせ	R4. 3. 4	訓子府町地域ケア会議への説明
R3. 11. 17	1市2町担当者打ち合わせ	R4. 3. 9	置戸町地域ケア会議への説明

### 2. 権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました（通算7回目）

令和4年3月3日（木）、権利擁護に関わる専門職や関係機関との顔の見える関係づくりや情報共有、ネットワークの構築を目的とした「北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」をオンラインで開催しました。

前回の懇話会では、金融機関の皆様にも、顧客に対して成年後見制度の申立てを勧める場合、まず地域包括支援センターや成年後見支援センターを活用いただきたい旨承認いただいたことから、今回は、その後の金融機関等との対応経過の共有や課題等の協議、また、令和4年4月に設置を予定している中核機関について説明させていただく機会として、市内15機関、計19名の金融機関職員にご参加いただきました。

#### 【内容】

- 1) 市内における成年後見事件の申立傾向等（釧路家庭裁判所北見支部）
- 2) 市内における金融機関より紹介のあった相談件数の推移および対応等（北見市地域包括支援センター・北見市成年後見支援センター）
- 3) 北見地域（北見市・訓子府町・置戸町）における成年後見制度の中核となる機関の設置について
- 4) 質疑応答・意見交換
- 5) 北見地域機関相談支援センターの紹介



▲Zoomによる懇話会の様子

参加いただいた金融機関職員からは「判断能力に不安がある方々には、見守りを含め様々な対応を必要とするため、関係機関の方々といかに連携、情報共有しやすい関係性を作っておくかという事が重要であることを改めて感じた」「今回のお話で相談しやすい環境になれば良いと考える」などの意見をいただき、今後中核機関を運営していくにあたり、金融機関が地域連携ネットワークのチーム員として重要な役割を持つこと、連携の目的や窓口を再確認し合う有意義な機会となりました。



### 3. 「医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」集約結果

北見市成年後見支援センターでは、市内医療機関や福祉施設職員が成年後見人や身元保証人等に対して求める役割、また支援の実態等を把握することにより、医療機関・福祉施設の双方が安心してサービスを提供できる具体的な仕組みや方法等を模索するなど、今後の取り組みに資する示唆を得ることを目的に実施した「医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査」を、令和3年10月11日（月）から10月29日（金）の期間で実施しました。

#### 調査結果 P I C K U P

##### 【抜粋】契約書類における本人以外の署名欄に署名した方を求める役割について

	医療機関	障がい者施設入所者	障がい者グループホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	特定施設入所者生活介護	計
計	122	15	83	66	29	272	31	72	690		
財産管理に関すること											
1 医療・施設利用料金の支払、滞納の場合の保証	10	1	7	4	2	18	2	4	48		
2 損害賠償等の債務の保証	3	1	6	3	1	14	1	3	32		
3 年金管理など、本人の日常的な金銭管理	3	-	3	4	2	14	2	4	32		
契約（サービス提供）に関すること											
4 入院、入所（入居）契約等	10	1	8	4	2	18	2	5	50		
5 入院計画・サービス利用計画（ケアプラン）への同意	9	1	3	4	2	19	2	5	45		
6 サービスの提供方針や方法等、本人に代わっての選択・決定	7	1	3	4	2	18	2	5	42		
医療に関すること											
7 予防接種など、ご本人への影響の小さい（侵襲性の低い）医療行為への同意	9	1	3	4	2	14	2	3	38		
8 手術や延命治療など、ご本人への影響の大きい（侵襲性の高い）医療行為への同意	9	1	6	4	1	18	2	4	45		
退所（退去）時に関すること											
9 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の明け渡し	-	1	7	4	1	17	2	5	37		
10 本人生存中の退所（退去）の際の居室等の原状回復義務の履行	-	-	5	4	1	14	-	4	28		
11 本人生存中の退所（退去）の際の本人の引き取り	6	1	4	4	1	15	2	5	38		
死後事務に関すること											
12 本人が亡くなった場合の遺体、遺品の引取り	10	1	5	4	2	17	2	6	47		
13 本人が亡くなった場合の預り金の返還金受領	7	1	3	4	2	17	1	5	40		
14 本人が亡くなった場合の火葬・埋葬の手続き	5	1	4	4	2	14	2	5	37		
その他のこと											
15 身体拘束が必要になった場合の同意	10	1	5	3	2	14	2	3	40		
16 緊急時（事故等）の連絡先	11	1	8	4	2	17	2	5	50		
17 入院・入所中に必要な物品等の準備	11	-	3	4	2	12	2	1	35		
18 その他（自由記載へ）	2	-	-	-	-	2	1	-	5		
無記載	-	1	-	-	-	-	-	-	1		

この設問における傾向としては、署名欄に署名した方には緊急連絡先、契約（入院計画・ケアプラン含む）、債務保証、手術や延命治療など本人への影響の大きい（侵襲性の高い）医療行為への同意等を求めていることがわかりました。

これら求められている役割のうち、医的侵襲行為に関する同意は後見人には認められていない権限ですが、後見人により親族等協力者の関係性を再構築する試みや、ガイドラインを基盤としたチームによる意思決定支援などの取り組みが推進されることによって、役割を補完できる可能性があると考えます。

また、財産管理や契約、退所（退去）や死後事務に関することについても、後見人が生前に各種資源等を調整するなど役割を担うことができる可能性があると考えます。本結果も踏まえ、以降も、後見人の役割を様々な方に理解していただけるように、また適切な時期に制度を活用できるよう取り組みを推進していくことが必要と考えます。

当調査は67機関に配布し、58か所の医療機関・福祉施設の皆様にご協力をいただきました。心より厚くお礼申し上げます。

### 4. 第6期 北見市市民後見人養成研修終了

第6期となる市民後見人養成研修が令和3年12月6日（月）をもって終了しました。当日は辻直孝北見市長より、19名の受講生に修了証書が授与されました。

また、受講生それぞれから養成研修を終えた今の気持ちや今後の抱負についてスピーチをいただき、「専門職の方々の講義を聞く機会は減多にないので、大変有意義な時間となった」「今回の研修で学んだ知識を地域に還元したい」「これからも自分なりに勉強して、みなさんのお手伝いが出来ればと思っている」など、それぞれの思いを語られました。

令和3年8月26日（木）に開講した養成研修は、翌27日に発令された緊急事態宣言を受け延期、その後、11月1日（月）から感染症予防のためリモートにより研修を再開するなど、当初の予定から様々な変更がありながらも、皆様にご協力いただき、無事、閉講式を迎えることができました。ご尽力いただきました講師の皆様に、事務局一同、心よりお礼申し上げます。



▲第6期 養成研修を修了された皆様（2名欠席）

【第1～6期 市民後見人養成研修受講者状況】（R4.3.28現在）

年度	受講者数	修了者数	法人後見支援員状況	
			登録者数	活動者数
平成25年	48	47	13	5
平成28年	44	42	17	5
平成30年	14	14	11	6
令和元年	28	26	12	4
令和2年	12	12	2	0
令和3年	19	19	7	0
合計	165	160	55	20